

議案第 38 号

勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

悪天候や災害などでメーターの点検が困難な場合に、メーターの点検を行わずに水量の認定を行えるようにするため、及び農業集落排水処理施設使用料について、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の経過措置が終了し、総額表示が義務付けられたため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年勝山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、別表第3に定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、<u>その</u>日の属する月分として算定する。<u>ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。</u>この場合使用水量の算定方法は、<u>毎期において</u>使用者が排除した汚水の量に応じ、次項により算定した量とし、毎期の使用料の額は、各月ごとに計算した額<u>に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)</u>及び<u>消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額</u>	(使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、別表第3に定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、<u>その計量した水量をもって、定例</u>日の属する月分として算定する。<u>この場合</u>使用水量の算定方法は、<u>各月ごとに</u>使用者が排除した汚水の量に応じ、次項により算定した量とし、毎期の使用料の額は、各月ごとに計算した額<u>(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを</u>を切り捨てた額)

_____とする。_____

2・3 (略)

(新設)

別表第3(第15条関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,230円</u>
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	<u>130円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	<u>150円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	<u>170円</u>
		100立方メートルを超える分	<u>195円</u>
水道水以外の量水器	量水器(直読式1個につき)	口径13ミリメートル	<u>50円</u>
		口径20ミリメートル	<u>95円</u>
		口径25ミリメートル	<u>110円</u>
		口径40ミリメートル	<u>250円</u>
		口径50ミリメートル	<u>480円</u>

を合算した額とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができるものとする。

2・3 (略)

4 市長は、悪天候や災害などによりメーターの点検が困難であると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、メーターの点検を行わずに使用料を算定できるものとする。

別表第3(第15条関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,353円</u>
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	<u>143円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	<u>165円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	<u>187円</u>
		100立方メートルを超える分	<u>214.5円</u>
水道水以外の量水器	量水器(直読式1個につき)	口径13ミリメートル	<u>55円</u>
		口径20ミリメートル	<u>104.5円</u>
		口径25ミリメートル	<u>121円</u>
		口径40ミリメートル	<u>275円</u>
		口径50ミリメートル	<u>528円</u>

		口径75ミリメートル	<u>1,120円</u>			口径75ミリメートル	<u>1,232円</u>
		口径100ミリメートル	<u>1,500円</u>			口径100ミリメートル	<u>1,650円</u>
	量水器(遠隔式 1個につき)	口径13ミリメートル	<u>200円</u>		量水器(遠隔式 1個につき)	口径13ミリメートル	<u>220円</u>
		口径20ミリメートル	<u>250円</u>			口径20ミリメートル	<u>275円</u>
		口径25ミリメートル	<u>260円</u>			口径25ミリメートル	<u>286円</u>
		口径40ミリメートル	<u>360円</u>			口径40ミリメートル	<u>396円</u>
		口径50ミリメートル	<u>1,550円</u>			口径50ミリメートル	<u>1,705円</u>
		口径75ミリメートル	<u>1,800円</u>			口径75ミリメートル	<u>1,980円</u>
		口径100ミリメートル	<u>2,200円</u>			口径100ミリメートル	<u>2,420円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。